

令和5年度 公文書開示状況（令和5年6月決定分）

福祉保健局

表の見方

＜決定区分＞について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R5. 5. 25	R5. 6. 8	・ 5 福保指二第 8 5 号「実地検査の結果について（通知）」 ・ 5 福保指二第 8 5 号「改善勧告」 ・ 「実地検査結果通知書」	5	1															福祉保健局指導監査部 指導第二課
2	R5. 6. 5	R5. 6. 19	・ 4 福保指二第 8 2 6 号「実地検査の結果について（通知）」 ・ 「実地検査結果通知書」 ・ 「改善状況報告について」 ・ 「目黒区特別指導検査 改善状況報告書」	8	1															福祉保健局指導監査部 指導第二課
3	R5. 6. 9	R5. 6. 19	国民健康保険診療報酬審査委員会委員名簿（令和5年5月1日時点）	5	1															福祉保健局指導監査部 指導第二課
4	R5. 6. 13	R5. 6. 19	国民健康保険診療報酬審査委員会委員名簿（令和5年5月1日時点）	5	1															福祉保健局指導監査部 指導第二課
5	R5. 5. 25	R5. 6. 5	医療法人〇〇の平成29年度～令和元年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	18	1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
6	R5. 6. 2	R5. 6. 6	東京都所管医療法人の令和3年度収受～令和5年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
7	R5. 5. 23	R5. 6. 6	東京都の精神保健福祉法に基づく改善命令及び医療法に基づく措置命令に対して〇〇病院が2023年5月16日に都に提出した改善計画に関する全ての書類	11		1					1		1						公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。 当該病院に勤務する職員に関する情報であって、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
8	R5. 5. 31	R5. 6. 9	医療法及び精神保健福祉法に基づく東京都の措置命令及び改善命令を受けて医療法人社団〇〇〇〇〇〇病院が令和5年5月9日に東京都に提出した改善計画に対する東京都からの修正の求めを受けて、〇〇病院が修正して再提出した改善計画。	11		1					1		1						公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。 当該病院に勤務する職員に関する情報であって、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
9	R5. 6. 5	R5. 6. 13	2023年5月16日に〇〇病院が東京都に対して提出した改善計画	11		1					1		1						公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。 当該病院に勤務する職員に関する情報であって、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
10	R5. 5. 29	R5. 6. 19	医療法人〇〇の令和3年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	7	1															福祉保健局医療政策部 医療安全課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
11	R5. 6. 1	R5. 6. 19	医療法人〇〇（２３法人分）の令和３年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
12	R5. 6. 1	R5. 6. 19	医療法人〇〇（８法人分）の令和３年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの					1											対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	福祉保健局医療政策部 医療安全課
13	R5. 6. 13	R5. 6. 26	病院台帳のうち医療法人社団〇〇の現管理者にかかる情報	1	1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
14	R5. 6. 12	R5. 6. 26	医療法人〇〇の直近５年分、医療法人〇〇の直近４年分及び医療法人〇〇の直近分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの 医療法人〇〇（２法人分）の定款		1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
15	R5. 6. 12	R5. 6. 26	医療法人〇〇定款			1							1						対象部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
16	R5. 6. 13	R5. 6. 27	一般財団法人〇〇　〇〇病院に係る病院休止届、病院廃止届及び相談記録	15		1					1	1	1		1				対象部分は、都へ相談した個人に関する情報であって、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。 また、対象部分は、公にすることにより病院許可等審査・指導部門としての信頼性を損ね、業務の適正な遂行に支障をきたすことから、東京都情報公開条例第7条第6号（行政運営情報）に該当する。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
17	R5. 6. 20	R5. 6. 28	医療法人〇〇（７２４法人分）の直近分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
18	R5. 6. 20	R5. 6. 28	医療法人〇〇（１４法人分）の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの					1											対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	福祉保健局医療政策部 医療安全課
19	R5. 6. 16	R5. 6. 30	〇〇病院が、令和5年5月16日に東京都に対して提出した改善計画	11		1					1		1						公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。 当該病院に勤務する職員に関する情報であって、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。	福祉保健局医療政策部 医療安全課

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
20	R5. 5. 22	R5. 6. 5	診療所及び歯科診療所休止届（多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和5年4月26日から令和5年5月22日までに休止届出書を受理した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
21	R5. 5. 22	R5. 6. 5	一般診療所台帳、歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和5年3月28日から令和5年4月25日までに、新規に開設の届出を受けた施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和5年3月28日から令和5年4月25日までに、廃止届（開設者死亡届も含む）及び再開届を受理している施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
22	R5. 5. 22	R5. 6. 5	薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳（多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和5年4月26日から令和5年5月22日までに、新規に開設を許可した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
23	R5. 5. 25	R5. 6. 7	食品関係営業台帳（立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市（多摩立川保健所）、府中市、調布市、狛江市（多摩府中保健所）、小平市、東村山市、清瀬市及び東久留米市（多摩小平保健所））（令和5年3月24日から令和5年5月25日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
24	R5. 5. 25	R5. 6. 7	診療所台帳、歯科診療所台帳（立川市、国立市、東大和市（多摩立川保健所）、府中市、調布市（多摩府中保健所）、小平市、東村山市及び東久留米市（多摩小平保健所））（令和5年3月24日から令和5年5月25日までに新規に開設届を受理した施設 限る。） 施術所台帳（立川市、国立市、東大和市（多摩立川保健所）、府中市、調布市（多摩府中保健所）、小平市、東村山市及び東久留米市（多摩小平保健所））（令和5年3月24日から令和5年5月25日までに新規に開設届を受理した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
25	R5. 5. 25	R5. 6. 7	薬局台帳（立川市、国立市（多摩立川保健所）、調布市、狛江市（多摩府中保健所）、小平市（多摩小平保健所））（令和5年3月24日から令和5年5月25日までに新規に開設を許可した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
26	R5. 5. 25	R5. 6. 7	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市（多摩立川保健所）、府中市、調布市（多摩府中保健所）、小平市、東村山市及び東久留米市（多摩小平保健所））（令和5年3月24日から令和5年5月25日までに新規に開設を確認した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
27	R5. 6. 1	R5. 6. 8	診療所台帳、歯科診療所台帳、助産所台帳（多摩小平保健所管内において、令和5年6月1日現在、開設している施設に係る①施設名称、②施設所在地、③診療科目（診療所及び歯科診療所に限る）、④病床数（助産所は入所可能人数）及び⑤開設年月日）		1															福祉保健局多摩小平保 健所企画調整課
28	R5. 5. 31	R5. 6. 8	南多摩保健所管内の診療所台帳のうち、指定する施設の廃止年月日、施設名称及び施設所在地	1	1															福祉保健局南多摩保健 所企画調整課
29	R5. 6. 1	R5. 6. 12	理容所、美容所及び旅館施設台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）令和5年5月1日から同月31日までに、新規に営業を確認又は許可した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
30	R5. 6. 1	R5. 6. 13	一般診療所台帳、歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和5年6月1日現在、開設の届出を受けている施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
31	R5. 6. 1	R5. 6. 13	薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和5年6月1日現在、開設の許可を受けている施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
32	R5. 6. 1	R5. 6. 13	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和5年5月1日から同月31日までに、開設の届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
33	R5. 6. 1	R5. 6. 13	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和5年5月1日から同月31日までに、新規に営業を確認した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
34	R5. 6. 1	R5. 6. 13	理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所）（令和5年5月16日から令和5年5月31日までに、開設を許可又は確認している施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
35	R5. 6. 1	R5. 6. 13	食品関係営業台帳（国分寺市（多摩立川保健所）、武蔵野市、三鷹市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和5年5月1日から令和5年5月31日までに新規に営業の許可を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
36	R5. 6. 1	R5. 6. 13	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（国分寺市（多摩立川保健所）、武蔵野市、小金井市（多摩府中保健所））（令和5年5月1日から令和5年5月31日までに新規に開設届を受理した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
37	R5. 6. 1	R5. 6. 13	薬局台帳（武蔵野市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和5年5月1日から令和5年5月31日までに新規に開設の許可を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
38	R5. 6. 1	R5. 6. 13	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（武蔵野市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和5年5月1日から令和5年5月31日までに新規に開設を確認した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
39	R5. 6. 6	R5. 6. 13	診療所台帳、歯科診療所台帳及び助産所台帳（多摩府中保健所管内の武蔵野市〇〇及び武蔵野市〇〇における、令和5年6月6日現在開設している施設の①名称、②所在地、③病床数に限る。）	4	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
40	R5. 6. 1	R5. 6. 14	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和5年5月1日から同月31日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設 食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和5年5月1日から同月31日までに廃止の届出を受けている施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
41	R5. 6. 1	R5. 6. 14	理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和5年4月1日から同月30日までに開設を確認した施設 理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和5年4月1日から同月30日までに廃止の届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
42	R5. 6. 1	R5. 6. 14	診療所台帳、歯科診療所台帳及び助産所台帳			1													6号：公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局保健政策部 保健政策課
43	R5. 6. 1	R5. 6. 14	薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和5年5月1日から同月31日までに、新規に許可又は再開をした施設 薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（西多摩保健所及び多摩立川保健所における令和5年5月1日から同月31日までに、新規に廃止又は休止の届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
44	R5. 6. 8	R5. 6. 15	食品関係営業台帳 （ただし、請求日現在、多摩立川保健所管内における食品関係営業台帳に登録されている下記施設の①施設名称、②施設所在地、③営業者氏名に限る。（対象とする施設 施設名称「三代目しゅう」、施設所在地「東京都昭島市中神町1171番地7」）	1	1															福祉保健局多摩立川保 健所企画調整課
45	R5. 6. 6	R5. 6. 19	施術所台帳（あはき・柔整）（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和5年5月1日から令和5年5月31日までに新規に開設の届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
46	R5. 6. 6	R5. 6. 19	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）における令和5年5月1日から令和5年5月31日までに新規に営業を確認した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
47	R5. 6. 5	R5. 6. 19	理容所台帳、美容所台帳、興行場台帳、旅館台帳、公衆浴場業台帳（ただし、その他の公衆浴場（1号）を除く。）、クリーニング所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所）（令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新規に営業を許可又は確認した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
48	R5. 6. 1	R5. 6. 19	令和5年6月1日現在までに以下の施設が行った食品衛生法に基づく営業許可申請書又は営業届（ただし、施設の構造及び設備を示す図面を除く）並びに以下の施設の食品関係営業台帳。 施設名：〇〇 住 所：〇〇	4		1					1	1			1				第7条第2号：個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため 第7条第3号：公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため 第7条第6号：利用者管理IDを公にすることにより、事業者との信頼関係を損ね、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉保健局多摩府中保 健所企画調整課
49	R5. 6. 7	R5. 6. 21	診療所台帳、歯科診療所台帳及び助産所台帳			1									1				6号：公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局保健政策部 保健政策課

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
50	R5. 6. 7	R5. 6. 21	薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和5年4月16日から令和5年6月5日までに、新規に開設を許可した施設 薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和5年4月16日から令和5年6月5日までに、廃止の届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
51	R5. 6. 20	R5. 6. 27	食品関係営業台帳（多摩小平保健所管内において、令和4年6月24日から令和5年6月15日までの間に新規に営業許可した個人事業者（ただし、自販機、移動店舗、自動車販売、臨時営業及び露店、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設、廃業を除く）に係る①申請者氏名、②営業所所在地、③屋号、④営業所電話番号）		1															福祉保健局多摩小平保 健所企画調整課
52	R5. 6. 13	R5. 6. 27	診療所台帳 （ただし、令和5年6月13日現在、多摩立川保健所管内における診療所台帳のうち、東京都国分寺市泉町3丁目32-6に所在しているまたは所在して いた丸茂医院の①施設名称、②施設所在地、③廃止年月日（廃止の場合のみ）に限る。）					1											文書不存在（当該台帳に該当する情報が存在しない。）	福祉保健局多摩立川保 健所企画調整課
53	R5. 6. 20	R5. 6. 29	理容所台帳、美容所台帳（多摩小平保健所管内において、令和4年6月24日から令和5年6月15日までの間に新規に営業許可した個人事業者に係 る①営業者氏名、②施設所在地、③施設名称、④施設電話番号）		1															福祉保健局多摩小平保 健所企画調整課
54	R5. 6. 23	R5. 6. 29	食品関係営業台帳 （ただし、請求日現在、多摩立川保健所管内における食品関係営業台帳に登録されている下記施設の①施設名称、②施設所在地、③営業者氏名、④代 表者氏名（④は③が法人の場合に限る）、⑤営業の種類、⑥許可番号、⑦許可満了日（①から⑦はすべて廃業の場合を除く）に限る。（対象とする施 設 施設名称「国分寺マルイ地下1階共同厨房（柿安D・梅の花・期間限定ショップ）」、施設所在地「東京都国分寺市南町3丁目20番3号」）	1	1															福祉保健局多摩立川保 健所企画調整課
55	R5. 6. 16	R5. 6. 30	理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所）（令和5年5月16日から令和5年5 月31日までに、開設を許可又は確認している施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
56	R5. 6. 19	R5. 6. 30	診療所台帳			1									1				6号：公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局保健政策部 保健政策課
57	R5. 6. 19	R5. 6. 30	薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及 び多摩小平保健所）（令和5年5月1日から同月31日までに、廃止届を受理している施設 薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健 所）（令和5年5月1日から同月31日までに、新規に開設を許可している施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
58	R5. 4. 13	R5. 6. 12	（1）生活保護運用事例集（令和5年3月改訂版） （2）都内福祉事務所からの疑義照会内容及び当該照会に対する本庁回答一覧のうち全部開示の文書（令和4年度分～令和5年度分）	1239	1															福祉保健局生活福祉部 保護課

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
59	R5. 4. 13	R5. 6. 12	都内福祉事務所からの疑義照会内容及び当該照会に対する本庁回答一覧のうち一部開示箇所の文書（令和４年度分～令和５年度分）	2244		1					1		1		1				(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利益を害するおそれがあるため (7 条 4 号) 公にすることで、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (7 条 6 号) 公にすることで、生活保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (7 条 6 号) 公にすることにより、業務目的以外のメールが送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉保健局生活福祉部保護課
60	R5. 6. 7	R5. 6. 12	(1) 医療扶助事務の手引 令和 3 年 1 2 月 (2) 介護扶助実施の手引 令和 5 年 3 月	1002	1														福祉保健局生活福祉部保護課	
61	R5. 6. 5	R5. 6. 13	指定医療機関等に対する指導及び検査の実施結果報告について（令和５年５月３１日付 5 福保生保第 3 5 0 号）	7	1														福祉保健局生活福祉部保護課	
62	R5. 6. 12	R5. 6. 21	保護の実施要領、医療扶助運営要領及び介護扶助運営要領の改正に係る意見及び保護にかかる要望（中央区及び新宿区分）	17	1														福祉保健局生活福祉部保護課	
63	R5. 5. 22	R5. 6. 21	東京都おこめクーポン事業に関する東京都と全国農業協同組合連合会との契約書類一式	5		1						1	1						公にすることにより、偽造等の犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 委託先法人の今後の官公庁事業への入札時に支障が出るため	福祉局生活福祉部企画課
64	R5. 6. 15	R5. 6. 29	東京都おこめクーポン事業の家計急変世帯に対しての「東京おこめクーポン配布申込書」の申請受付期限に対して内容全部	7	1														福祉局生活福祉部企画課	
65	R5. 6. 28	R5. 6. 30	保護の実施要領、医領扶助運営要領及び介護扶助運営要領の改正の関する意見の提出について（令和５年 6 月 1 5 日付福保生保第 4 2 4 号東京都福祉保健局生活福祉部保護課長通知）	18	1														福祉保健局生活福祉部保護課	
66	R5. 5. 18	R5. 6. 7	令和 3 年度高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果における表 1 及び表 3 の区市町村別及び施設の種別ごとの件数が分かるもの	8	1														福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課	
67	R5. 4. 12	R5. 6. 9	東京都主治医研修事業実施委託に関する福祉保健局物品買入れ等指名業者等選定委員会（高齢社会対策部委員会）資料	13	1														福祉保健局高齢社会対策部計画課	

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
68	R5. 4. 12	R5. 6. 9	東京都主治医研修事業実施委託に係る見積経過調書、委託契約原議、委託契約書、委託契約変更原議、契約変更承諾書、委託完了届	57		1					1		1						(7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (7条第4号) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉保健局高齢社会対策部介護保険課
69	R5. 5. 2	R5. 6. 30	東京都主治医研修事業実施委託に関する福祉保健局物品買入れ等指名業者等選定委員会（高齢社会対策部委員会）資料	13	1															福祉保健局高齢社会対策部計画課
70	R5. 3. 31	R5. 6. 2	東京都若年被害女性等支援事業に関して作成された、または取得された公文書すべて、うち請求人が取得済みのものは除く	181	1															福祉保健局少子社会対策部育成支援課
71	R5. 3. 31	R5. 6. 2	東京都若年被害女性等支援事業に関して作成された、または取得された公文書すべて、うち請求人が取得済みのものは除く			1					1	1	1		1				2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 4号：公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
72	R5. 5. 27	R5. 6. 9	平成7年6月6日、厚生省で開催された児童相談所連絡打合せ（〇〇から保護された児童の処遇等の連絡調整のため設置された打合せ）に関する全ての資料。					1												福祉保健局少子社会対策部家庭支援課
73	R5. 4. 12	R5. 6. 11	福祉保健局のサイトに掲載された「契約事務手続きの点検結果について」の13件の契約の内、若年被害女性等支援事業を除く9件について以下を含む業者選定・契約手続き及び検査に関する一切の文書。 ・評価委員会・選定委員会資料 ・入札経過調書、見積経過調書、随契理由書 ・契約起案書類 ・予定価格、予定価格算定資料 ・検査調書	117		1					1	1	1		1				2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 4号：公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部計画課
74	R5. 4. 19	R5. 6. 16	東京都若年被害女性等支援事業において、各年度毎に外部有識者へ報償金として支払った決済資料の全て。また、各年度かつ各委員会毎に当該外部有識者の選定理由が示された文書の全て。そして、企画審査委員と事業評価委員が同一人物でない事の確認と併せて各年度で委員が重複していないことを確認したい。書面等の資料があればその資料、ない場合は、開示請求者にその理由と確認結果について回答いただきたい。	78		1					1		1		1				2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 4号：公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
75	R5. 4. 19	R5. 6. 16	東京都若年被害女性等支援事業において、各年度毎に外部有識者へ報償金として支払った決済資料の全て。また、各年度かつ各委員会毎に当該外部有識者の選定理由が示された文書の全て。そして、企画審査委員と事業評価委員が同一人物でない事の確認と併せて各年度で委員が重複していないことを確認したい。書面等の資料があればその資料、ない場合は、開示請求者にその理由と確認結果について回答いただきたい。					1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
76	R5. 4. 20	R5. 6. 16	各年度の東京都若年被害女性等支援事業における事業者の選定委員会及び評価委員会において、それぞれの外部有識者を選考・選定した東京都の意図について。まず、1名とした理由。そして、選定委員会であれば、専門的見地を有するとしているが、学識経験者を選んでいるか。評価委員会であれば、会計・法律・実務・学術的見地などどの分野からの視点を期待（理由と）しているか。それらの分かる資料の全てを開示いただきたい。	19	1	1														福祉保健局少子社会対策部育成支援課
77	R5. 4. 20	R5. 6. 16	各年度の東京都若年被害女性等支援事業における事業者の選定委員会及び評価委員会において、それぞれの外部有識者を選考・選定した東京都の意図について。まず、1名とした理由。そして、選定委員会であれば、専門的見地を有するとしているが、学識経験者を選んでいるか。評価委員会であれば、会計・法律・実務・学術的見地などどの分野からの視点を期待（理由と）しているか。それらの分かる資料の全てを開示いただきたい。			1					1				1				2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
78	R5. 4. 20	R5. 6. 16	各年度の東京都若年被害女性等支援事業における事業者の選定委員会及び評価委員会において、それぞれの外部有識者を選考・選定した東京都の意図について。まず、1名とした理由。そして、選定委員会であれば、専門的見地を有するとしているが、学識経験者を選んでいるか。評価委員会であれば、会計・法律・実務・学術的見地などどの分野からの視点を期待（理由と）しているか。それらの分かる資料の全てを開示いただきたい。					1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
79	R5. 4. 15	R5. 6. 16	東京都令和3年度～5年度の補助金助成事業と委託事業（設計委託は除く）について、契約・会計・決算について、不当・不正なものがあつたか調べるため、また発見された場合に改善や指導のため2023/3/1～4/15の間に発受された文書。	1		1						1							3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
80	R5. 4. 24	R5. 6. 27	〇〇の賃借対照表（「計算書類」「決算書」等の表記でも可）の作成義務者を記載してある文書（定款等）の当該部分のみ					1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
81	R5. 4. 29	R5. 6. 27	東京都若年被害女性等支援事業において、外部有識者の事業評価委員・企画審査委員は、委員と受託事業者間で関係性や接触があるような利益供与や相反を疑われるような人選をしていないか。このように当たり前にコンプライアンスチェックしているはずで、確認した内容についてのチェックリストや文書やリサーチ情報などの一切の文書の開示を請求する。					1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
82	R5. 4. 29	R5. 6. 28	東京都若年被害女性等支援事業の委託契約事業から補助金事業への移行に係る文書・資料・議事録の全て。また、既存の受託事業者に制度変更についての案内等を行っていた場合は、その文書やメールなどの資料の全て。	59	1															福祉保健局少子社会対策部育成支援課
83	R5. 4. 29	R5. 6. 28	東京都若年被害女性等支援事業の委託契約事業から補助金事業への移行に係る文書・資料・議事録の全て。また、既存の受託事業者に制度変更についての案内等を行っていた場合は、その文書やメールなどの資料の全て。					1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
84	R5. 5. 8	R5. 6. 28	令和5年4月21日 東京都福祉保健局 発表 東京都若年被害女性等支援事業の補助事業化に向けた検討（自主点検） 若年被害女性等支援事業における点検結果の内訳（令和3年度分） 上記内訳表の根拠となった全ての書類					1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
85	R5. 4. 12	R5. 6. 9	花粉症患者等基礎情報調査等の委託に係る選定委員会資料	8		1									1				（7条6号） 公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉保健局健康安全部健康安全課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
86	R5. 4. 12	R5. 6. 9	花粉症患者等基礎情報調査等の委託に係る委託契約書、委託契約原義（03健研健第1887号）見積経過調書及び検査調書			1							1		1				印影の偽造等の犯罪の予防等に支障を及ぼす恐れがあると認められるため及び公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。	福祉保健局健康安全研究センター企画調整部管理課
87	R5. 6. 1	R5. 6. 12	東京都（23区）における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品の卸売販売業許可台帳のうち令和5年6月1日現在の次の項目 ①営業所名称、②営業所所在地、③開設者氏名、④相談時及び緊急時の電話番号及びその他連絡先、⑤許可番号、⑥許可開始年月日、⑦許可終了年月日、⑧卸の種類		1															福祉保健局健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課
88	R5. 4. 15	R5. 6. 14	コールセンター業務委託契約の調査に係る念書	35		1							1						公にすることにより偽造等の犯罪に利用されるおそれがあるため、条例第 7 条第 4 号に基づき、不開示とする。	福祉保健局感染症対策部計画課
89	R5. 4. 15	R5. 6. 14	東京都PCR等検査無料化事業補助金に係る調査文書				1								1				本件開示請求に係る公文書を開示することで、都による調査内容等が明らかになり、今後の東京都PCR等検査無料化事業補助金の調査において、証拠隠滅等により正確な事実の把握や違法・不当行為の発見が困難になるなど、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 よって、条例第 7 条第 6 号に基づき、当該公文書を不開示とする。	福祉保健局感染症対策部計画課

※ 開示請求者の希望等により、上記に掲載していないものが 15件あります。